



長野県報

9月3日(月)
平成30年
(2018年)
第3005号

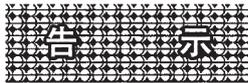
目次

告示

- 地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課) 1
- 長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) 1

公告

- 肥料取締法に基づく肥料の検査結果の公表(農業技術課) 2
- 肥料取締法に基づく肥料の登録の失効(農業技術課) 2
- 保安林の皆伐面積の限度(森林づくり推進課) 3
- 建設業法に基づく処分(建設政策課) 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定(人材育成課) 3



告示

長野県告示第509号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成30年9月3日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社大坂屋	長野県佐久市桑山1271	平成30年8月28日

税務課

選告示第64号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成30年9月3日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

別表第1の不在者投票のできる病院中

「長野県厚生農業協同組合連合会小諸厚生 小諸市与良町3丁目2-31
病院」を

「長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓 小諸市相生町三丁目3番21号
こもろ医療センター」に改める。

選挙管理委員会